

独立行政法人海技教育機構(法人番号6080005003150)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とし、主要事業として、①船員になろうとする者に対する資格教育及び船員に対する実務教育、②船舶運航及び航海訓練に関する研究、③海技教育の知見の普及・活用を行う法人である。その業務内容に鑑み、役員報酬の水準については、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、国の職員に適用される一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給や、類似事業を実施し、常勤職員数(当法人553人(令和5年4月1日現在))で比較的同等と認められる国立大学法人東京海洋大学を参考に、役員の職責と当法人の業務の実績を勘案して設定している。また、当法人と同地域に所在する国立大学法人横浜国立大学、神奈川県職種別民間給与実態調査の給与水準についても参考としている。

※国立大学法人東京海洋大学(令和4年度)

当該法人は、海洋を巡る学問及び科学技術に係わる基礎的・応用的教育研究を行う海洋系大学である。(常勤職員数466人(令和5年5月1日現在))。公表資料によれば、法人の長の年間報酬額は19,566千円である。また、理事については平均15,895千円である。

※国立大学法人横浜国立大学(令和4年度)

法人の長年間報酬額 18,360千円。理事年間報酬額 平均15,698千円。

※神奈川県職種別民間給与実態調査(令和5年度)

決まって支給する給与 大学学長・副学長・学部長 880,005円

② 令和5年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当において、勤勉手当基準額に当該役員の勤務実績及び業務評価の結果を勘案して決定した割合を乗じて支給している。

③ 役員報酬基準の内容及び令和5年度における改定内容

法人の長

法人の長、理事及び監事の役員報酬支給基準は、独立行政法人海技教育機構役員報酬規程(以下「役員報酬規程」という。)に則り、月額及び期末・勤勉手当から構成されている。

理事

月額については、俸給(理事長:968,000円、理事:708,000円から763,000円までの範囲内で理事長が決定する額、監事675,000円)に地域手当、通勤手当、単身赴任手当を加算して算出している。

監事

期末手当についても、役員報酬規程に則り、基準額(俸給+地域手当+俸給×100分の25+(俸給+地域手当)×100分の20)に100分の65を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当の額は、基準額(期末手当に同じ)に当該役員の勤務実績及び業績評価の結果を勘案し別に定める割合を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和5年度における主な改正内容としては、国家公務員給与法の改正(令和5年法律第73号)に準拠した俸給の引き上げ(月額2,000円～3,000円)及び期末手当・勤勉手当の支給率の引き上げ(平均0.10月分)を実施した。

監事(非常勤)

非常勤監事の役員報酬支給基準は、役員報酬規程に則り、非常勤役員手当として月額248,000円が支給される。

令和5年度における主な改正内容としては、国家公務員給与法の改正(令和5年法律第73号)に準拠した非常勤役員手当の引き上げ(月額3,000円)を実施した。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和5年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,270	千円 11,616	千円 5,404	千円 1,859 (地域手当) 391 (通勤手当)			
A理事	千円 15,101	千円 9,156	千円 4,260	千円 1,465 (地域手当) 221 (通勤手当)			※
B理事	千円 13,991	千円 8,496	千円 3,953	千円 1,359 (地域手当) 183 (通勤手当)			◇
C理事	千円 14,504	千円 8,496	千円 3,953	千円 1,359 (地域手当) 48 (通勤手当) 648 (単身赴任手当)			※
D理事	千円 14,165	千円 8,496	千円 3,953	千円 1,359 (地域手当) 358 (通勤手当)		3月31日	◇
A監事	千円 13,360	千円 8,100	千円 3,768	千円 1,296 (地域手当) 195 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,976	千円 2,976	千円	千円 ()			

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注3:数値に関しては四捨五入のため総額が一致しない場合がある。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長
理事

当法人の主要事業は、①船員になろうとする者に対する資格教育及び船員に対する実務教育、②船舶運航及び航海訓練に関する研究、③海技教育の知見の普及・活用である。その役員報酬水準については、I-1-①で記載したとおり、国家公務員指定職俸給表を参考に、役員の職責と当法人の業務の実績を勘案して設定しており、法人の代表者である理事長については、指定職俸給表の5号俸(局長級)相当、理事については同俸給表の1号俸及び2号俸相当を参考としている。

指定職俸給表 5号俸 968,000円

指定職俸給表 2号俸 763,000円 同1号俸 708,000円

上記俸給水準は、教育、研究両面に精通した人材を登用するため、類似事業を実施している国立大学法人東京海洋大学(常勤職員数466人(令和5年5月1日現在))の水準との比較においても妥当である。

東京海洋大学役員報酬月額 学長968,000円、理事708,000円から820,000円までの範囲内で学長が決定する額

監事
監事(非常勤)

独立行政法人の監事については、独立行政法人通則法により規定されているところ、監事の業務については、組織により異なるので、報酬の妥当性を検証する際には、同じ独立行政法人内での比較が適切だと考えられる。国土交通省所管の独立行政法人の平均役員報酬年額を推計したところ、監事については13,934千円、非常勤監事については2,892千円であった。については、当機構の監事・非常勤監事の報酬水準は、妥当である。

【主務大臣の検証結果】

当該法人の目的は、船員及び船員となろうとする者に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることである。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①で示された役員報酬水準の設定の考え方は、類似事業を行う機関を参考に、その職責を踏まえて定められており、適当である。

また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

4 役員の退職手当の支給状況(令和5年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
法人の長	該当者なし					
理事	該当者なし					
監事	該当者なし					

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
	該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人においては、勤勉手当において、勤勉手当基準額に当該役員の勤務実績及び業務評価の結果を勘案して決定した割合を乗じて支給している。今後も継続していく予定である。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることを目的とし、主要事業として、①船員になろうとする者に対する資格教育及び船員に対する実務教育、②船舶運航及び航海訓練に関する研究、③海技教育の知見の普及・活用を行う法人である。これらの業務は、その規模やコスト等に鑑みて国に準ずる主体が行うべきものとされており、公益性が高いものとなっている。

このため、職員の給与水準については、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め職員給与の在り方について国に準じて決定することとしている。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人においては、平成29年10月より国家公務員の人事評価制度に準拠した評価制度を導入し、昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に反映している。

③ 給与制度の内容及び令和5年度における主な改定内容

独立行政法人海技教育機構職員給与規程に則り、俸給及び諸手当(俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、高所作業手当、実習授業手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、食料金、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当)としている。

期末手当については、期末手当基準額(俸給+俸給の調整額+扶養手当+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額(職務の級に応じた加算額)+管理職加算額(管理職員に対する加算額))に100分の122.5を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。(乗じる率は一般の職員に適用されるものであり、一部職員には異なる率が適用される。)

勤勉手当については、勤勉手当基準額(俸給+俸給の調整額+地域手当+広域異動手当+役職段階別加算額+管理職加算額)に個々の勤務成績に応じて別途定める割合を乗じさらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

令和5年度における主な改正内容としては、国家公務員給与法の改正(令和5年法律第73号)に準拠した初任給を始め若年層に重点を置いた俸給表の引き上げ改定(平均改定率1.1%)(初任給については、12,000円引き上げ)及び期末手当・勤勉手当の支給率の引き上げ(平均0.10月分)を実施した。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和5年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 405	歳 42.3	千円 7,617	千円 5,514	千円 51	千円 2,103
事務・技術	人 53	歳 41.9	千円 6,659	千円 4,886	千円 165	千円 1,773
教育職種 (教授・准教授等)	人 53	歳 44.8	千円 9,371	千円 6,755	千円 119	千円 2,616
教育職種 (船員教育高等学校教員等)	人 54	歳 47	千円 7,840	千円 5,811	千円 62	千円 2,029
海技職(一)	人 83	歳 40.5	千円 8,769	千円 6,245	千円 16	千円 2,524
海技職(二)	人 162	歳 40.9	千円 6,692	千円 4,839	千円 5	千円 1,853

再任用職員	人 17	歳 62.8	千円 4,913	千円 4,098	千円 41	千円 815
事務・技術	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
教育職種 (教授・准教授等)	人 —	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —
教育職種 (船員教育高等学校教員等)	人 8	歳 63	千円 5,033	千円 4,199	千円 59	千円 834
海技職(一)	人 5	歳 62.5	千円 5,096	千円 4,237	千円 46	千円 859
海技職(二)	人 4	歳 62.8	千円 4,446	千円 3,726	千円 0	千円 720

非常勤職員	人 16	歳 53.8	千円 3,561	千円 2,672	千円 81	千円 889
事務・技術	人 16	歳 53.8	千円 3,561	千円 2,672	千円 81	千円 889

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

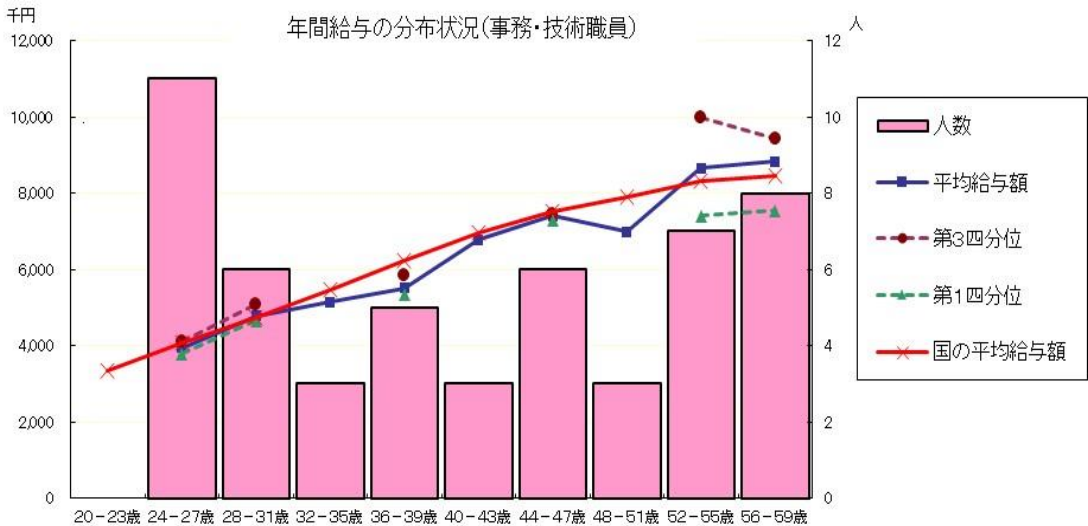
注2: 在外職員、任期付職員の区分については、該当者が無いため省略。

注3: 常勤職員及び再任用職員の「教育職種(教授・准教授等)」は「本部及び海技大学校に勤務する校長、教授、准教授、講師、助教等」を、「教育職種(船員教育高等学校教員等)」は、「海上技術短期大学校、海上技術学校等に勤務する校長、副校長、教諭等」を、「海技職(一)」は「航海士・機関士・通信士・事務員等」を、「海技職(二)」は「甲板員・機関員・司厨員等」を指す。

注4: 再任用職員の事務・技術及び教育職種(教授・准教授等)については、該当者が各1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

注5: 常勤職員及び再任用職員の研究職種、医療職種及び教育職種(高等専門学校教員)、非常勤職員の研究職種、医療職種及び教育職種については、該当者が無いため省略。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔再任用職員を除く。以下④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。
注2:年齢32～35歳、40～43歳及び48～51歳の該当者は4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

③ 職位別年間給与の分布状況
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	
・本部部長	3	58.8	11,545	—	—
・本部課長	2	—	—	—	—
・本部課長補佐	6	44.5	7,300	7,869	6,428
・本部係長	6	43.7	6,315	7,545	5,318
・本部係員	11	28.6	4,398	5,306	3,813
・地方部長	1	—	—	—	—
・地方課長	7	54.8	8,165	9,433	7,018
・地方課長補佐	4	53.8	7,414	—	—
・地方係長	5	42.9	6,081	7,357	4,811
・地方係員	8	27.8	4,202	5,547	3,482

注1:本部課長及び地方部長は該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、平均年齢及び年間給与の平均額については記載していない。
注2:本部部長及び地方課長補佐は当者が4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、最高給与額及び最低給与額は記載していない。

④ 賞与(令和5年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 52.8	% 51.4	% 52.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 47.2	% 48.6	% 48.0
	最高～最低	% 53.7～42.6	% 56.3～41.7	% 55.1～42.7
		%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 54.4	% 54.4
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 45.6	% 45.6	% 45.6
	最高～最低	% 51.1～41.4	% 50.9～41.7	% 49.3～41.6
		%	%	%

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	・年齢勘案 98.7 ・年齢・地域勘案 101.4 ・年齢・学歴勘案 100.2 ・年齢・地域・学歴勘案 102.0
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 全国規模の人事異動を実施しているため、借家に居住している職員が多く、住居手当の受給率が高くなっている。 [住居手当支給対象者の割合] 当法人:46.2% 国:29.0% ※ 【地域・学歴を勘案した影響】 当機構の職員給与は国に準じて支給しているところであるが、東京特別区等の官署に在籍していた国家公務員からの出向者がおり、これらの職員に対する地域手当の異動保障が影響する。 [異動保障支給対象者の割合] 当法人:15.4% 国:15.3% ※ ※令和5年度国家公務員給与等実態調査(人事院)における行政職俸給表(一)の適用者より算出
給与水準の妥当性の 検証	【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 78.7%】 (国からの財政支出額 6,575,779千円、支出予算の総額 8,351,574千円:令和5年度予算 【累積欠損額 なし(令和4年度決算)】 【管理職の割合 19.2%(常勤職員数52名中10名)】 【大卒以上の高学歴者の割合 48.1%(常勤職員数52名中25名)】 【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 48.0%】 (支出総額 8,766,384千円、給与・報酬等支給総額 4,211,191千円:令和4年度決算) 【民間事業者との給与水準の比較(時間外手当、通勤手当を除く) 民間事務係長429,989円、当機構係長378,446円 民間事務係員300,064円、当機構係員271,375円】 ※令和5年度職種別民間給与実態調査(人事院)における規模500人以上の事務年齢階層別平均支給額より算出 【検証結果】 (法人の検証結果) 当法人の主要事業は①船員になろうとする者に対する資格教育及び船員に対する実務教育、②船舶運航及び航海訓練に関する研究、③海技教育の知見の普及・活用であるが、これらの業務は、その規模やコスト等に鑑みて国に準ずる主体が行うべきものとされており、公益性が高いことに鑑み、職員の給与水準は、Ⅱ-1-①で記載したとおり、国家公務員の給与水準に準じて設定しており、適当である。Ⅱ-2の結果は、Ⅱ-1-①の考え方に即した給与実績となっており、国家公務員との相違は上述のとおり、主に住居手当及び異動保障の割合によるものであり、民間事業者との比較においても上述のとおり妥当である。 (主務大臣の検証結果) 当該法人の目的は、船員及び船員となろうとする者に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授し、並びに航海訓練を行うこと等により、船員の養成及び資質の向上を図り、もって安定的かつ安全な海上輸送の確保を図ることである。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の設定の考え方は国家公務員の給与水準を踏まえて定められており、適当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

○22歳(大卒初任給)

月額 187,300円 年間給与 3,075,000円

○35歳(本部係長)

月額 315,800円 年間給与 5,254,000円

○50歳(本部課長補佐)

月額 429,200円 年間給与 7,234,000円

※ 扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者6,500円、子1人につき10,000円)を支給

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成29年10月より国家公務員の人事評価制度に準拠した評価制度を導入し、昇格・昇給の実施及び勤勉手当の支給に反映することとしている。今後も国家公務員の人事評価制度を考慮した上で継続する。

III 総人件費について

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,332,746	千円 4,211,191	千円 4,212,023
退職手当支給額 (B)	千円 426,075	千円 437,531	千円 171,661
非常勤役職員等給与 (C)	千円 163,137	千円 168,786	千円 184,158
福利厚生費 (D)	千円 662,657	千円 685,392	千円 664,079
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 5,584,615	千円 5,502,900	千円 5,231,921

注: 中期目標管理法のため中期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載している。

総人件費について参考となる事項

1. 「給与、報酬等支給総額」、「退職手当支給額」及び「最広義人件費」の増減要因

「給与、報酬等支給総額」の対前年度比 0.02%増

「退職手当支給額」の対前年度比 60.77%減

「最広義人件費」の対前年度比 4.92%減

「給与、報酬等支給総額」が増加した主な理由は、国家公務員給与法の改正に準拠した俸給及び勤勉手当支給割合の引き上げの給与規程改正を行ったことによる。

増加率が給与法改正内容に比べ低い理由は、給与支給対象者となる職員数が減少(令和4年度時点:561名、令和5年度時点553名)したことによる影響だと考える。

「最広義人件費」が減少した主な理由は、前年度に比べ「退職手当支給額」が減少したことによる。

2. 「国家公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日以降に退職する役職員について、以下の措置を講じている。

【役員】

国家公務員に準じた支給率の改定($10.875/100 \rightarrow 10.4625/100 (=12.5/100 \times 83.7)$)により、退職手当支給水準の引下げを実施。

【職員】

国家公務員に準じた調整率の改定($87/100 \rightarrow 83.7/100$)により、退職手当支給水準の引下げを実施。

IV その他

職員の定年年齢は、満60歳であり、定年による退職日は、定年年齢に達した日以後の最初の3月31日である。